

ID: 212

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	占用料等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立公園条例 第10条		
例 規 番 号	平成13年条例第133号		
【根拠条文】 (占用料等の減額又は免除) 第10条 公共の用に供するため占用等をするとき、又は使用者、占用者若しくは有料施設の利用者(以下これらを「占用者等」という。)の責めに帰することのできない理由によって占用等若しくは有料施設の利用ができなくなったときその他市長が必要と認めるときは、前条に規定する占用料等を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び西東京市立公園条例施行規則第7条の規定による。 (占用料等の減額又は免除) 第7条 条例第10条の規定により、使用料又は占用料(以下「占用料等」という。)を減額し、又は免除する場合は、次の各号のいずれかによるものとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校が校外学習等のため、条例第5条第2項の規定により市立公園の使用をするとき。 免除 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設が入所児童に行う育成指導のため、条例第5条第2項の規定により市立公園の使用をするとき。 免除 (3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。 減額又は免除 2 条例第2条第6号に規定する有料施設(以下「有料施設」という。)を利用する者の使用料の減額又は免除については、別に定めるところによる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日